

原子力規制委員会の情報公開の考え方について

平成24年7月13日

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室

新たに発足する原子力規制委員会が、国内外から信頼される規制組織となるためには、組織の基本的な原則として、「安全の最優先」、「透明性」、「危機管理」の3点を重視・強化していくことが重要と考えられます。

こうした考え方に立って、特に、透明性確保のための情報公開のあり方について、立法過程における国会での御議論等を踏まえて、原子力規制委員会において期待される情報公開の基本的な考え方を以下のとおり整理したので、これを公表します。

原子力規制委員会の委員長・委員が決まった後に、同委員会として、透明性を確保するために必要なガイドラインや運用方針等を整備していくこととなります。

【基本原則】

1. 情報公開請求不要の公開体制の構築

原子力規制委員会は、情報公開法上の「不開示情報」にあたらぬ限り、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、可能な限り多くの原子力規制関連の行政文書をHP等で簡易にアクセスできるよう公開する。

2. 公開議論の徹底

原子力規制委員会で行われる会議については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開するとともに、被規制者との間で行われる政策決定過程の議論についても、記録を残し、原則公開する。

【具体的な考え方の例示】

1. 原子力規制委員会として決定した文書はもちろんのこと、原子力事業者等から原子力規制委員会に提出された規制関連の文書は、情報公開法上の「不開示情報」にあたらぬ限り、原則として、自動的にネット上で公開することとする。
2. 委員会内部での議論の透明性を高める観点から、原子力規制委員会で行われる会議については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開することとする。例えば、
 - ・委員が3人以上集まって議論が行われる場合には、「会議」にあたる
と解し、原則としてその内容を公開する、
 - ・委員や職員が被規制者と面談した場合も「会議」にあたる、と解し、
記録を残し、原則としてその内容を公開する、
などして「公開議論の徹底」を図る。
3. 上記のほか、具体的な情報公開の方法は、今後、原子力規制委員会の委員長・委員が決まった後に、同委員会として、透明性を確保するために必要なガイドラインや運用方針等が整備されることとなる。